

公益社団法人芝法人会 会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人芝法人会（以下「この法人」という。）の定款第7条の規定に基づき、この法人の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の種類)

第2条 この法人の会費年額は、「別表1」のとおりとする。

(会費の使途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

(会費の納期)

第4条 会費の納入は、年1回とし、毎年6月末日までに納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に納入するものとする。

2 会費は次の方法により支払う。

- (1) 振込
- (2) 自動引落とし
- (3) 集金

(中途入会の会費及び納期)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の日属する月の翌月から年度末までの月数による。

2 前項の会費の納入は、請求書の到着後すみやかに納入するものとする。

(会費の滞納)

第6条 会員が定款第8条第5号に該当すると判断した場合、1ヶ月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

「別表1」

会費の種類改正

種別	資本金	年会費
1	百万円未満	6,000円
2	百万円以上	12,000円
3	5百万円以上	18,000円
4	1千万円以上	24,000円
5	3千万円以上	30,000円
6	5千万円以上	36,000円
7	1億円以上	54,000円
8	公益法人、社団法人・財団法人等、医療・宗教・学校法人等、認定NPO法人等 各種組合等、外国法人、その他資本出資を有しない法人	12,000円
9	支店、営業所、出張所	12,000円
10	島嶼地区	3,000円
11	子会社(関連会社)	※1
12	特別会員	12,000円

※1

資本金	年会費
～ 3,000万円未満	規定額の50%
3,000万円以上～1億円未満	
(1)課税対象給与所得者100名未満	規定額の50%
(2)課税対象給与所得者100名以上	規定額
1億円以上～	規定額